

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3146号)

令和7年1月27日

横 情 審 答 申 第 3146 号
令 和 7 年 1 月 27 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年8月10日教南指第262号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「体罰に関する報告書（横浜市立特定小学校 特定文書番号 特定年月日）」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年6月8日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 発生場所の一部、当該児童及び関係児童の氏名、在籍学級、生年月日、年齢、保護者との続柄及び保護者の氏名、当該児童の学級が推測できる記載部分、当該教諭及び関係教諭の生年月日及び年齢並びに当該教諭及び関係教諭の氏名、生年月日、年齢、職種及び担当する学年・組は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。

イ 当該児童、保護者及び関係児童の心情及び動機に関する記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。また、特定の個人を識別することができないとしても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当する。

(2) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

当該教諭及び当該児童に対する校長の評価は、開示することにより当該教諭、児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本号柱書に該当する。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 非開示とした部分があまりにも多く、旧条例の適用を誤っていると考える。特に処分決定のプロセスに不明な点が多く、個人情報を除く部分の開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 体罰と思われる事案が発生した場合の報告に係る事務について

横浜市では、学校管理下において児童や生徒への体罰と思われる事案が発生した場合、横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条に基づき、校長が「体罰に関する報告書」を作成し、実施機関に提出することで報告している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校で発生した体罰と思われる事案（以下「本件事案」という。）について、その校長が実施機関に提出した報告書であり、体罰の発生日時、発生場所、概要、当事者の氏名、生年月日、性別、発生時の状況、関係者からの事情聴取の内容等が記載されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち別表1に示す非開示部分1から非開示部分14までを旧条例第7条第2項第2号に、非開示部分15を同項第6号柱書に該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 非開示部分1、非開示部分6、非開示部分12及び非開示部分14について

非開示部分1には本件事案において体罰を受けたとされる児童（以下「本件児童」という。）及び関係児童（これらを総称して、以下「本件児童等」という。）の在籍学級及び本件事案の発生時の授業内容が、非開示部分6には本件事案において体罰を行ったとされる教諭（以下「本件教諭」という。）及び本件事案発生直後に本件児童への対応に当たった関係教諭の氏名、職種及び担当学級が、非開示部分12には本件事案の発生を管理職に報告した者が、非開示部分14には本件事案の発生日以外の日の本件児童及びその保護者の行動が記載されている。

体罰に係る被害児童の個人に関する情報は保護されなければならず、被害児童が特定されないよう慎重に配慮する必要があるところ、本件においては、これらの記載を開示すると、地域住民、学校関係者等が入手可能な情報と照合することにより、本件児童を特定することができるものと認められる。

したがって、非開示部分1、非開示部分6、非開示部分12及び非開示部分14は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ 非開示部分2、非開示部分8及び非開示部分13について

非開示部分2には本件事案が発生した際の本件児童の行動が、非開示部分8

には本件児童の自らの状態についての発言が、非開示部分13には本件児童の保護者と副校長のやり取りの内容が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報ではあるが、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

エ 非開示部分3、非開示部分5及び非開示部分7について

非開示部分3には本件児童等の氏名、生年月日及び年齢が、非開示部分5には本件児童等の保護者の氏名が、非開示部分7には本件教諭及び関係教諭の生年月日が記載されている。これらの記載は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 非開示部分4について

非開示部分4には、本件児童等と保護者との続柄が記載されている。この記載は、個人に関する情報ではあるが、本件においては、特定の個人を識別することができるものではなく、かつ、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、本号本文に該当しない。

カ 非開示部分9から非開示部分11までについて

非開示部分9には本件児童の、非開示部分10にはその保護者の、非開示部分11には関係児童の率直な心情が、それぞれ記載されている。これらの記載は、特定の個人を識別することができる情報ではないが、個人に関する情報であって、その人格と密接に関連し、通常他人に知られたくないものであることから、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができる旨を規定している。

イ 非開示部分15について

非開示部分15には、本件児童と本件教諭との関係性に係る校長の率直な評価

が記載されている。この記載は、公にすることにより、本件教諭、本件児童及びその保護者との信頼関係が損なわれ、今後の学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号柱書に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 村上裕章、委員 嘉藤亮、委員 斎藤宙也

別表1 審査請求文書のうち実施機関が非開示とした部分

非開示根拠規定	非開示部分	
旧条例第7条第2項第2号	非開示部分1	本件児童等の在籍学級及び本件事案発生時の授業内容
	非開示部分2	本件事案発生時の本件児童の行動に係る記載
	非開示部分3	本件児童等の氏名、生年月日及び年齢
	非開示部分4	本件児童等と保護者との続柄
	非開示部分5	本件児童等の保護者の氏名
	非開示部分6	本件教諭及び関係教諭の氏名、職種及び担当学級
	非開示部分7	本件教諭及び関係教諭の生年月日
	非開示部分8	本件児童の自らの状態についての発言に係る記載
	非開示部分9	本件児童の自らの心情についての発言に係る記載
	非開示部分10	本件児童の保護者の発言に係る記載
	非開示部分11	関係児童の自らの心情についての発言に係る記載
	非開示部分12	管理職への報告者
	非開示部分13	本件児童の保護者と副校長のやり取りに係る記載
	非開示部分14	本件事案発生日以外の本件児童及び保護者の行動
旧条例第7条第2項第6号柱書	非開示部分15	校長の本件児童及び本件教諭への評価に係る記載

別表2 実施機関が非開示とした部分のうち開示すべき部分

非開示部分	開示すべき部分
非開示部分2	「概要（発生の状況）」欄 2行目32文字目から41文字目まで及び3行目22文字目から26文字目まで
	1(1) 4行目8文字目から13文字目まで
	1(2) 2行目12文字目から21文字目まで及び2行目50文字目から3行目3文字目まで
	2(1) 4行目1文字目から25文字目まで、5行目11文字目から21文字目まで及び8行目10文字目から16文字目まで
非開示部分4	「当該児童」の「保護者氏名」欄 1文字目及び6文字目
	「関係児童A」の「保護者氏名」欄 1文字目及び6文字目
	「関係児童B」の「保護者氏名」欄 1文字目及び6文字目
	「関係児童C」の「保護者氏名」欄 1文字目及び6文字目
	「関係児童D」の「保護者氏名」欄 1文字目及び5文字目
非開示部分8	1(3) 3行目20文字目から25文字目まで
	2(1) 6行目34文字目から7行目12文字目まで及び9行目11文字目から35文字目まで
非開示部分13	5の表「12月13日」の「16：45」欄 2行目1文字目から12文字目まで

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。記号は1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 8 月 10 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 9 月 17 日 (第449回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 10 月 28 日 (第450回第二部会)	・ 審議
令 和 6 年 12 月 23 日 (第452回第二部会)	・ 審議